

お子様が自転車に乗るときには、 ヘルメットの着用をお願いします

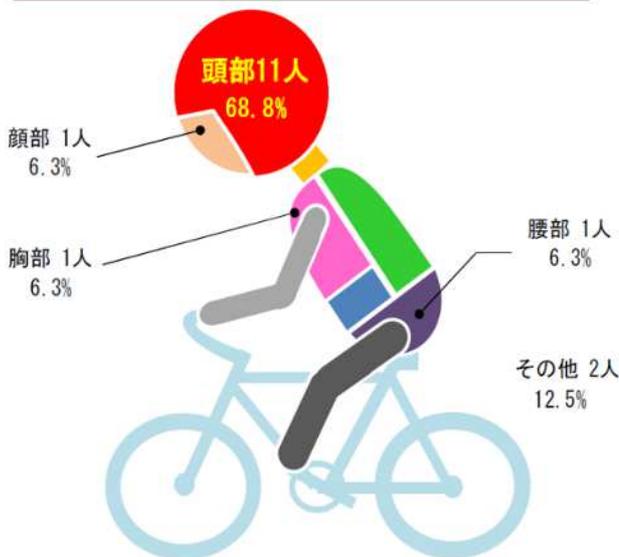
全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

万が一の交通事故に備え、自転車乗車用ヘルメット着用に努めましょう。
※乗車用ヘルメット着用の努力義務化が施行されて以降、自転車事故死者でヘルメットを着用していた人は“0人”でした。（※県内、令和5年9月末現在）

自転車事故の現状

自転車事故死者の負傷部位（令和4年中）



自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率（平成30年～令和4年合計）



※警察庁データ

ヘルメットは正しくかぶれていますか？

- 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- しっかり、深くかぶりましょう。
- あごひもは、口を大きく開けられるくらいの隙間を開けて、しっかりと締めましょう。



さいたま市自転車のまちづくり推進条例（平成31年4月1日施行）

● ヘルメット着用の努力義務

※「保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。」とされています。

● 自転車損害保険等への加入

※自転車による交通事故の加害者となる可能性も踏まえ、加入は義務となっています。